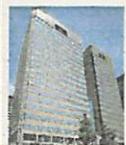


家庭裁判所

～国民の家庭生活に身近な裁判所～



家庭裁判所では、離婚や子どもの養育、離れて暮らす親子の交流、更には児童虐待や成年後見などの福祉領域にも関わる問題まで幅広く扱う「家事事件」と、非行のあった少年の状況を調査した上で処分を決定する「少年事件」を取り扱っています。家庭裁判所では、法律による解決をする場合においても、家庭問題の解決や少年の更生のために、事件の背後にいる家族・少年一人ひとりの心理や人間関係、生活環境などを考慮することが求められます。

家庭裁判所調査官は 家庭裁判所全体の運営を支えています

家庭裁判所調査官としての経験を生かしながら、裁判部門を支える司法行政部門（人事・総務・会計）において企画立案等の業務を行うなど、裁判所全体の運営にも加わります。

少年事件においては、少年の再非行防止に有効と考えられる教育的な働き掛けのプログラムを検討し

たり、児童相談所、少年鑑別所、保護観察所、少年院等の関係機関との連携が充実するような方策を検討したりして、少年審判手続全体がより良く機能するための方策の企画立案等に携わります。

家事事件においては、法律の改正、社会情勢や国民意識の変化などに合わせて、家事事件の調査事務の在り方を見直したり、国民にとって利用しやすい家事調停・家事審判を目指した家庭裁判所全体の処理態勢の在り方を検討したりします。

充実した研修制度

～一步先へ進むために～



裁判所職員採用総合試験（家庭裁判所調査官候補者区分・大卒程度区分）に合格し、家庭裁判所調査官候補として採用されると、全員が裁判所職員総合研修所に入所し、行動科学等の理論や技法、法律等の専門的な知識を身につけます。また、採用元における約1年間の実務修習も含めて、約2年間にわたる充実した研修を経て、家庭裁判所調査官に任命します。さらに、家庭裁判所調査官に任命からも、職場でのOJTだけでなく、経験や役職に応じた様々な研修が実施されており、より高い専門性を身につけていくことができます。

家庭裁判所調査官養成課程のプロセス

前期合同研修 採用1年目5月～7月

家庭裁判所調査官候補として、家事事件・少年事件の修習を行うために必要となる法律の基礎知識、行動科学等の理論、面接技術などを学習します。

カリキュラムの例

- 法律
- 民法・刑法、家事事件手続法、少年法
- 行動科学
- 心理学、教育学、家族社会学、社会福祉学
- 調査実務・道習
- 家事事件調査実務、少年事件調査実務

実務修習 採用1年目7月～採用2年目9月

採用元において、指導担当者による指導のもと、当事者・少年・保護者との面接や面接技術との連携、報告書の作成などを実践しつづけます。

カリキュラムの例

- 修習業務
- 3人でグループを形成し、調査の進め方や調査結果について、グループ討議により検討します。家事事件と少年事件を6ヶ月ずつ担当します。
- 実務修習
- 民法・家事事件手続法演習、刑法・少年法演習
- 行動科学
- 犯罪社会学、家族力論、精神医学
- 実務演習
- 面接技術演習、事例研究 など

後期合同研修 採用2年目9月～翌3月

実務修習での経験を踏まえ、法律の知識、行動科学の理論、面接技術などを一層深め、プロジェクト形式による専門性を磨くことになります。そして、後期合同研修を修了すると、家庭裁判所調査官として任官し、実務につきます。

家庭裁判所調査官になつてからも専門性をより向上させるために日々研鑽を重ねています

チームでの切磋琢磨

家庭裁判所調査官同士で活発に意見交換を行うとともに、裁判官や裁判所書記官とも懇談にカンファレンスを行っています。



充実した研修

各家庭裁判所で工夫した研修を実施しています。また、裁判所職員総合研修所における多様な研修、研究会にも参加します。



採用試験（裁判所職員総合職（家庭裁判所調査官候補者区分・大卒者区分））の詳細については、別冊子「裁判所採用案内」または裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/salyo/index.html>）または裁判所フェイスブックをご覗ください。



裁判所職員採用試験

検索

リサイクル適性

この回収物は、回収業者へリサイクルできます。

フェイスブック

家庭裁判所調査官

Family court investigating officer

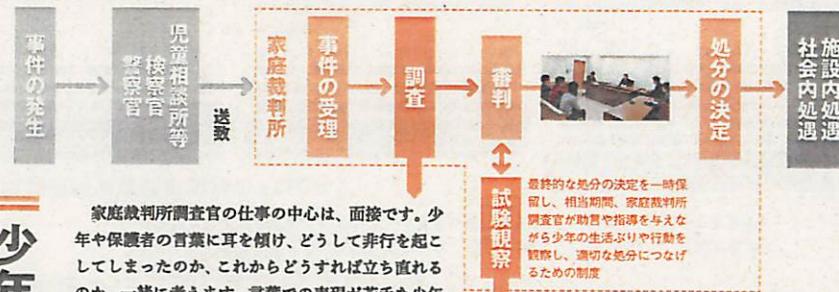
<https://www.courts.go.jp/>

家庭裁判所調査官

一家族・人・社会の架け橋

少年事件での活動～少年の立ち直りに向けて～

少年審判は、非行を起こした少年などに自らの過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年や保護者の調査を行い、処分を決定する手続です。家庭裁判所調査官は、少年がなぜ非行を起こしたのかを分析し、どうすれば立ち直ることができるのか検討するため、少年の性格、日頃の行動、生育歴、少年を取り巻く環境などについて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門知識・技法を活用して調査を行います。※「少年」には、令和4年4月に施行された改正少年法における特定少年（非行を起こした18歳、19歳の者）も含まれます。



少年・保護者 一人ひとりと向き合う



家庭裁判所調査官は

- 裁判所という法律の世界において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学等の専門的な知識や技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行っています。
- 裁判官や裁判所書記官と一緒にチームを組んで協力し合い、家庭裁判所の適正・迅速な審理を支えています。
- 学校や児童相談所、福祉施設、保護観察所などの関係機関とも連携し、少年や当事者が抱えている問題の解決を目指します。

家事事件での活動～家族関係の再構築に向けて～

家事調停や家事審判は、離婚、子どもの親権・監護権をめぐる争い、養子縁組の許可や後見人の選任など、家庭の中で生じた問題について、法律に基づく解決を求める人たちが利用しています。家庭裁判所調査官は、現在生じている問題だけではなく、これまでの事情や、これから家族の在り方も見据えながら、家庭で生じた問題を解決し、当事者が新たな一步を踏み出すための一助となるよう、調査や調整を行います。



家庭裁判所調査官は、調停、審判、人事訴訟（離婚裁判など）の各手続の中で、問題の解決に役立つよう、調査や調整を行います。例えば、調停手続において、両親が親権を争っている子どもと面接し、その思いを聴取して調停委員会や両親に伝えたり、子どもの福祉を優先した解決の在り方について助言したりします。また、当事者間で主張が食い違い、合意のあっせんが難しい場合などに、当事者と面接し、それぞれの気持ちを受け止めながら客観的な事実を確認して整理し、その結果をもとに調停の進め方について裁判官に意見を提出します。審判手続では、例えば、虐待を受けているおそれのある子どもと面接し、子どもの気持ちに配慮しながら具体的な事実を聴取し、裁判官に報告します。

面接での子どもは、複雑な気持ちを抑えて、表面上は元気によるまることもあります。家庭裁判所調査官は、言葉になるもの、ならないものを含めて、子どもが表現する様々なメッセージを受け取り、家庭裁判所の手続に反映させ、子どもが将来、幸せに暮らせるような解決に結びつけることが期待されています。

そのために、学校、児童相談所、福祉機関などと連絡を取り合い、情報交換をして、家族や子どもに対する援助態勢を整えることもあります。

当事者的人生に寄り添い 子どもの思いを受け止める

